

取 扱 基 準

名 称	放課後児童健全育成緊急対策事業補助金（運営費補助）
補助区分	運営費補助■ 事業費補助□
補助金の概要	放課後児童健全育成事業を実施している私立幼稚園等に対し、受け入れ児童数に応じた補助金を支出するもの
目 標	数値化□ 非数値化■
	放課後児童の健全育成 <目標が数値でない場合の評価方法> 児童の受け入れ数により評価（施設により定員児童数は異なる）
補助事業者	私立幼稚園・保育園設置者、保護者会、NPO 法人等
補助対象経費の 内 容	放課後児童健全育成事業に係る経費（人件費、事務費、事業費等）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	【補助額】 児童一人あたり 7,300 円／月 ※別途ひまわりクラブ利用料減免制度の減免分を補填（実行補助率は実際の申請により決定するため未定） ※障がい児受け入れ加算 200,000 円／人（年額） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由> 公設のひまわりクラブを補完する事業のため
開始時期	令和5年 4月 1日
評価の時期	令和7年 9月30日
終 期	令和8年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 「この事業は新潟市の補助を受けて実施しています」
	〔媒体〕 ホームページ等による公表
担当部署	こども未来部 こども政策課 育成支援グループ 電 話 025 - 226 - 1197（直通） 31197（内線） e-mail mirai@city.niigata.lg.jp